

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 30 年4月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700547号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800002号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月31日は16万8,000円、同年12月31日は16万円、平成17年12月31日は11万3,000円、平成18年7月31日は15万7,000円、平成19年12月31日は18万2,000円、平成20年7月31日は16万6,000円、平成21年7月31日は19万円、同年12月31日は21万6,000円、平成22年7月25日は20万円、同年12月28日は21万6,000円、平成23年7月25日は20万円、同年12月28日は21万1,000円、平成25年7月20日は20万6,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月31日、同年12月31日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、平成19年12月31日、平成20年7月31日、平成21年7月31日、同年12月31日、平成22年7月25日、同年12月28日、平成23年7月25日、同年12月28日及び平成25年7月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成17年12月31日は17万円、平成18年7月31日は16万円、平成19年12月31日は20万円、平成20年7月31日は18万円、平成21年12月31日は22万円、平成22年12月28日は23万円、平成23年12月28日は23万円、平成25年7月20日は21万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年7月
⑥ 平成19年12月
⑦ 平成20年7月
⑧ 平成21年7月
⑨ 平成21年12月
⑩ 平成22年7月
⑪ 平成22年12月
⑫ 平成23年7月
⑬ 平成23年12月

⑭ 平成 25 年 7 月

A社に勤務した期間のうちの各請求期間において、同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の標準賞与額として認めてほしい。

また、年金額に反映する記録として認められない部分についても、本来事業主が届け出るべき賞与額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①、②及び④から⑭までについて、請求者から提出された各賞与に係る支払明細書及び明細書に代わるメモ書き（以下「支払明細書等」という。）並びにA社の回答により、請求者が当該各期間に賞与の支払を受け、各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①、②及び④から⑭までの標準賞与額については、前述の支払明細書等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 16 万 8,000 円、請求期間②は 16 万円、請求期間④は 11 万 3,000 円、請求期間⑤は 15 万 7,000 円、請求期間⑥は 18 万 2,000 円、請求期間⑦は 16 万 6,000 円、請求期間⑧は 19 万円、請求期間⑨は 21 万 6,000 円、請求期間⑩は 20 万円、請求期間⑪は 21 万 6,000 円、請求期間⑫は 20 万円、請求期間⑬は 21 万 1,000 円、請求期間⑭は 20 万 6,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間のうち、請求期間①、②及び④から⑨までに係る賞与の支給年月日については、前述の賞与に係る支払明細書等には当該日付の記載がないところ、A社の賞与支払月に係る回答により、請求期間①は平成 15 年 7 月 31 日、請求期間②は同年 12 月 31 日、請求期間④は平成 17 年 12 月 31 日、請求期間⑤は平成 18 年 7 月 31 日、請求期間⑥は平成 19 年 12 月 31 日、請求期間⑦は平成 20 年 7 月 31 日、請求期間⑧は平成 21 年 7 月 31 日及び請求期間⑨は同年 12 月 31 日とすることが妥当である。

さらに、請求期間のうち、請求期間⑩から⑭までに係る賞与の支給年月日については、A社が請求期間当時において社会保険に係る事務を委託していたとする税理士事務所から提出された賞与支給明細書又は賃金台帳において確認できる賞与支給年月日から、請求期間⑩は平成 22 年 7 月 25 日、請求期間⑪は同年 12 月 28 日、請求期間⑫は平成 23 年 7 月 25 日、請求期間⑬は同年 12 月 28 日及び請求期間⑭は平成 25 年 7 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の各請求期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し行っておらず、当該各賞与に係る厚生年金保険料を納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者は、年金額に反映しなくても、オンライン記録の標準賞与額を本来事業主が届け出るべき賞与額に見合う標準賞与額に訂正することを求めているところ、請求期間④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑭について、前述の支払明細書等により確認できる当該各期間の賞与支給額に見合う標準賞与額（請求期間④は 17 万円、請求期間⑤は 16 万円、請求期間⑥は 20 万円、請求期間⑦は 18 万円、請求期間⑨は 22 万円、請求期間⑪は 23 万円、請求期間⑬は 23 万円、請求期間⑭は 21 万円）は、前述の厚生年金特例法による各訂正額を上回る。

したがって、請求期間④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑭の標準賞与額については、前述の

支払明細書等により確認できる賞与支給額から、請求期間④は17万円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥は20万円、請求期間⑦は18万円、請求期間⑨は22万円、請求期間⑪は23万円、請求期間⑬は23万円、請求期間⑭は21万円に訂正することが妥当である。

ただし、請求期間④、⑤、⑥、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑭の当該各賞与の支払額に見合う標準賞与額については、当該各期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記第3の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間③について、請求者は当該期間に係る支払明細書等を保管していない上、当該期間においてA社の給与計算事務等の担当者であったとする同社の役員は、当時の資料は保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された平成16年分給与所得の源泉徴収票の写しにより、平成16年1月1日から同年12月31日までの期間について、給料及び賞与に係る総支給額並びに社会保険料控除額が確認できるものの、各月の給料及び各賞与に係る支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できないため、請求者の請求期間③に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間③においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700546号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年12月頃から昭和60年5月頃まで

請求期間のうちの2年から3年ほど、A社のレストランで勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

調査の上、A社に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者期間として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚の陳述により、期間を特定することはできないものの、請求者が請求期間の一部において、同社のレストランで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社のレストランで店長をしていたとする者は、「私がレストランの店長をしているときに請求者が短期パートとして入社してきた。短期パートは基本的に厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

また、A社の複数の同僚は、A社では、入社後一定期間は、厚生年金保険に加入していなかった旨陳述しており、そのうちの一人は、「厚生年金保険に加入していない期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。当時は、手取り額が多い方がいいと思っていた。」旨陳述している。

さらに、A社は、請求期間当時の請求者に係る資料を保管しておらず、当時の状況は不明である旨回答しており、事業主から請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険証の整理番号に欠番はなく、当該期間に請求者の記録が欠落している事情もうかがえない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。